

規範項目 26

労働

安全作業のための服装や保護具の着用・管理

安全に作業を行うため、全作業者が、各作業に適した服装や保護具を着用し、事故の未然防止に努めましょう。

取組事項

- ・ 作業内容や作業環境、天候等を考慮した服装や保護具を適切に着用する。
- ・ 粉塵・飛散物が発生する場合は、必ず保護めがねやマスクを着用する。
- ・ 農薬散布前には、農薬のラベルを確認し、ラベルの表示や注意事項に基づく安全作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行う。
- ・ 使用後の作業衣、保護具は適切に洗浄・乾燥し、他への汚染がないよう保管するなど適切に管理する。

作業中の怪我や病気を防ぐために、作業内容やその環境に応じた服装や保護具を着用する必要があります。暑いからといって肌を露出したり、邪魔だからといって安易に手袋を外すことは重大事故につながります。また、熱中症等の対策には服装と合わせて、作業する時間帯の考慮やこまめな休息が有効です。

【適切な服装、保護具の着用】

(1) 頭部の傷害防止

転倒、転落、落下物、飛散物等の危険性がある作業や公道走行の際には、ヘルメット等の頭部の保護具を用いる。

(2) 顔面の傷害防止

飛散物が顔面に当たる危険性のある作業では、保護めがね、フェイスシールド等の保護具を用いる。

(3) 巻き込まれ防止

回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装で、頭髮は短くまとめて帽子やヘルメットをかぶる。また、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものは身に付けず、手袋もはずす。

(4) 手の傷害防止

刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、作業に適した保護手袋を用いる。

(5) 足の傷害及び転倒の防止

重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きの恐れがある作業を行う場合には、安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いる。また、草刈りなど斜面や法面での作業時には、スパイクの着用など滑らない履物を選択する。

【環境対策】

(1) 暑熱環境

帽子の着用や汗を発散しやすい服装で、作業場所に日よけを設ける等できるだけ日陰で作業するよう心がけ、水分・塩分をこまめに補給する。

(2) 寒冷環境

血行障害や作業ミス防止のため、防寒着や防寒手袋を着用し、朝夕の低温な時間帯を外し作業を行う。また、作業時間なるべく短縮し、こまめな休息をとり、体を温める。

(3) 騒音対策

耳栓やイヤーマフを着用し、あらかじめ作業に必要な合図を決めておき、騒音下の連続作業は避ける。

(4) 振動対策

防振手袋を着用し、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯を避ける機械操作を行う。

(5) 照度対策

明るすぎる場合はサングラスや遮光カーテンを利用する。夜間作業では、十分な照明を用意し、反射テープ等で目立たせ、音や光による合図を行う。

【農薬使用時の保護具等】

(1) 散布前

防除器具の点検・整備を事前に行い、専用の作業衣、保護具を着用する。

マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用する。

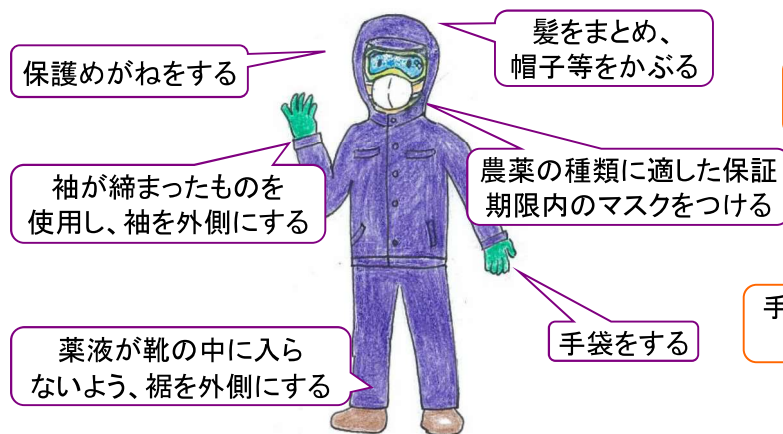
農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合を確認する。

(2) 散布作業後

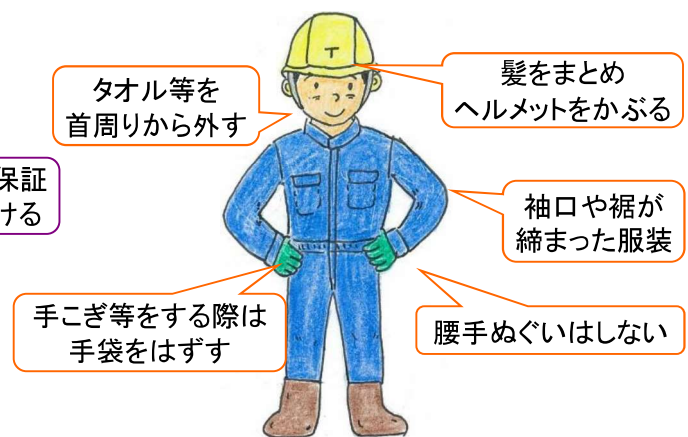
速やかに作業衣、保護具を洗浄し、洗浄後は、農産物等への汚染の無い場所で保管する。

取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換する。

農薬散布時の服装



コンバイン作業時の服装



【根拠法令等】

・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

・農作業安全のための指針(平成13年度農林水産省公表)

・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)(令和2年度農林水産省公表)

